

社会福祉法人 光和苑

地域密着型特別養護老人ホーム いなみつ苑

指定介護予防短期入所生活介護

指定介護短期入所生活介護

運営規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光和苑が設置運営する地域密着型特別養護老人ホームいなみつ苑（福岡県京都郡苅田町大字稲光1236 以下「施設」という。）が行う介護予防短期生活介護、短期入所生活介護（以下「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め要支援、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

(定 義)

第2条 この規定は社会福祉法人光和苑が設置する地域密着型特別養護老人ホームいなみつ苑の運営及び利用について準用するものとする。

この規定における「管理者」とは「施設長」をいう。又「職員」とは施設の業務に従事する者をいう。

(運営の方針)

第3条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(定 員)

第4条 事業の利用定員は施設入所定員29名以内の空所利用型とする。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次に掲げるとおりとする。

- ・ユニット数 4ユニット
- ・ユニットごとの入所定員 29名（7名×3ユニット，8名×1ユニット）

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数)

第5条 事業に従事する職員は、地域密着型特別養護老人ホームの職員と兼務するものとする。

- ・管理者 1名
- ・生活相談員 1名
- ・介護支援専門員 1名
- ・介護職員 10名以上
- ・看護職員 1名
- ・機能訓練指導員 1名
- ・医 師 1名（嘱託）
- ・栄養士 1名

- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第6条 職員の職務分掌は次の通りとする。

- ・ 管理者
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- ・ 事務員
施設の事務一般を総合的に行う。
- ・ 生活相談員
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ・ 介護支援専門員
地域包括支援センターや居宅介護事業所との連携をはかり、利用者の利用日の調整を行う。利用者の有する能力、その置かれている環境などの評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画の作成を行う。
- ・ 介護職員
利用者の日常生活の支援、介護、相談及び援助業務に従事する。
- ・ 看護職員
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- ・ 機能訓練指導員
日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- ・ 医 師
利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- ・ 栄養士
利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(会 議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- ・ 職員会議
- ・ 代表者会議
- ・ 介護予防短期入所生活介護計画、短期入所生活介護計画に関する会議
- ・ 利用者に提供する食事に関する会議
- ・ その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

第3章 事業所サービス利用、終了について

(サービスの利用)

第8条 事業の利用は、事業利用申込者と施設との契約により行うものとする。

2 管理者は、あらかじめ利用申込者又は身元引受人（家族等）に対し、この運営規定の概要、

職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の重要事項を記した文章を交付して、懇切丁寧に説明を行い、事業サービスの利用について利用者、利用者家族、地域包括支援センター又は居宅介護事業所担当、介護支援専門員と担当者会議をおこない、利用者の同意を得るものとする。

3 管理者又は介護支援専門員は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、介護認定の有無及びその有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう援助を行うものとする。

4 管理者、介護支援専門員は、利用者に対して心身の状況、特性、病歴、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(面接及び担当者会議)

第9条 管理者、生活相談員、介護支援専門員は、新たにサービスを利用される利用者に対して心身の状況、特性、病歴、家族環境、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査、及び担当者会議を行い、その結果を記録保存しておく。

(サービス利用時の書類の引継ぎ)

第10条 利用者、家族は、利用の規定に基づいて、利用者の次の書類を用意し、管理者に引き継ぐことができる。

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・お薬手帳
- ・その他必要と認める書類

2 第2項に規定する事項の具体的な取り扱いについては、管理者が別に定める。

(貴重品の保管)

第11条 管理者は、前項条第1項に規定する書類及び書類を受領した時は、管理者が管理責任者になるとともに取り扱い職員を定めるものとする。

(サービスの終了について)

第12条 管理者は、利用者に次の事由が生じた場合は、利用者、利用者家族に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告する者とする。

- ・利用者の行動が事業の目的及び運営の方針に著しく反するとき
- ・管理者が前項に規定する契約解除予告をし予告期間が経過した時。
- ・利用者が負担すべき費用を3か月間滞納した時。

2 利用者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

- ・要介護認定の更新において自立と認定されたとき。
- ・利用者が死亡されたとき。

- ・利用者が契約解除を通告し7日間が経過した時
- ・管理者が前項に規定する契約解除の予告をし予告期間が経過した時

第3章 利用者に提供するサービスの内容及び費用負担

(基本原則)

第13条 サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うこととする。

- 2 サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれその人らしい生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 3 サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 職員は、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 利用者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当概意見に配慮してサービスを提供するものとする。
- 7 サービスの提供にあたっては、利用者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。
- 4 管理者、介護支援専門員は、利用者に対して心身の状況、特性、病歴、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(サービス計画)

第14条 介護支援専門員は、利用者に対して利用者の有する能力、その置かれている環境などの評価を通じて自立した日常生活を営むうえで利用者が解決すべき課題を把握し、他の職員と協議の上、サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項などを記載したサービス計画を作成するものとする。

- 2 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、サービス計画の実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。
- 3 介護支援専門員は、サービス計画について利用者に説明し、同意を得るものとする。

(支援及び介護)

第15条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術を持って行うものとする。

- ・身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴できないときは清拭）
- ・排泄自立についての必要な支援
- ・おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- ・離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(相談及び援助)

第16条 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供)

第17条 管理者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 管理者は利用者の身元引受人（家族等）との連携を図るとともに、利用者とその身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(食事の提供)

第18条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 2 管理者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 予定献立は7日単位で作成し共同生活室に提示する。
- 4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 5 食事の提供は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
- 6 調理業務に従事する職員にあたつては、特に身の清潔に留意するとともに月1回以上の検便を受けなければならない。

- 7 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(機能訓練)

第19条 機能訓練指導員は、利用者に対し、サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能を維持し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 管理者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、その記録を個人別に記録しておくものとする。

- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用機材器具を備え付ける。

- 3 利用者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院、かかりつけ医等に引き継ぐものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第21条 通常の送迎の実施地域は、荻田町区域とする。

(サービスの利用料及び費用等)

第22条 第14条から20条に規定するサービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

- 2 前項の利用負担による施設サービスのほか、重要事項説明書のサービス利用料金に掲げる事項については、利用者からの費用の支払いを受けることができる。

- 3 第2項各号に規定するサービスの提供にあたっては、利用者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 4 管理者は、利用者が負担すべきサービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ利用者に交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 管理者は、利用者が次の号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ・ 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援、要介護状態の程度を悪化させたと認めるとき。
- ・ 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

第24条 サービス提供の実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、サービス

の提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

- ・サービス計画書
- ・サービスの提供の状況及利用者の施設での生活の経過に係わる記録
- ・第22条に規定する市町村への通知に係わる記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

第5章 施設利用にあたって利用者が留意すべき事項

(面 会)

第25条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(身上変更の届出)

第26条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第27条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ・管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- ・指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- ・けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- ・その他管理者が決めたことを違反すること。

(損害賠償)

第28条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条

- 1 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。
- 2 利用者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第7章 その他施設の運営に関する事項

(苦情への対応)

第29条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善をするものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第30条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- ・虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- ・虐待の防止のための従業者に対する研修を年1回以上行うものとする。
- ・前項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体拘束の制限)

第31条 管理者は、利用者本人または他の利用者の生命及び身体を保護する為に、法人の定める身体拘束に関する指針に従い、緊急やむを得ない場合についてのみ必要最低限の身体拘束等を行うことがある。その場合には本人、家族、各専門職で十分検討した後「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に内容を記載の上同意を得ることとし、その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努める。

(秘密の保持)

第32条 職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

(衛生管理)

第33条 管理者は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- ・衛生知識の普及
- ・定期的なリネン交換、整理整頓、大掃除
- ・適宜の消毒
- ・その他利用者の保健衛生上の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

第34条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生した場合には速やかに身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第 3 5 条 管理者は介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときには、あらかじめ施設の嘱託医と連携方法、他、緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

- 2 利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときには速やかに家族に報告をし、必要な措置を講じることとする。

(地域との連携)

第 3 6 条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

第8章 雑 則

(改 正)

第 3 7 条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

付 則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行適用する。